
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**
項目 **信用リスクを見積る期間**

I. 本資料の目的

1. 本資料では、ステップ 2 における、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の信用リスクを見積る期間の取扱いに関する事務局の分析と提案についてご意見を伺うことを目的としている。なお、本資料は銀行等金融機関の貸付金を対象としており、一定の信用枠（ローン・コミットメント）に係る信用リスクの見積期間についてはステップ 3 で取り扱う。また、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。

II. 本論点を取り上げる理由

2. ステップ 2 において IFRS 第 9 号の ECL モデルをそのまま取り入れた場合、信用リスクの著しい増大の評価及び予想信用損失（以下「ECL」という。）の測定を行う上での期間は、契約条項に基づく期限前返済や延長を考慮した予想存続期間となるが、これまでの審議では、以下のとおり、当該取扱いは現行実務と大きく異なるとの意見も聞かれており、ステップ 2 で優先して検討する論点の一つと位置付けている¹。
 - 見積手法については、デフォルトの定義と信用リスクを見積るべき期間がポイントになると考える。90 日超延滞を債務不履行とする定めを設ける場合には、現在の日本の実務では3年間の予想信用損失を見積ることが許容されている要管理債権について、全期間の予想信用損失を見積ることとなる。そのため、実務及び引当金額への影響の分析もお願いしたい。
(174 回金融商品専門委員会（2022 年 1 月 11 日開催）、第 180 回金融商品専門委員会（2022 年 5 月 9 日開催）)

¹ 第 479 回企業会計基準委員会（2022 年 5 月 17 日開催）審議事項(2)-2「ステップ 2 で議論する論点間の関連及び優先して検討する論点の整理」

III. 会計基準の定めの確認

IFRS 第9号における定め

3. IFRS 第9号は、予想信用損失の見積期間について以下のとおり定めている。

(1) 予想存続期間

金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮し、当該金融商品の予想存続期間を見積る。なお、金融商品の予想存続期間は信頼性をもって見積ることができるという推定があるが、金融商品の予想存続期間を信頼性をもって見積ることが可能でない稀な場合においては、企業は当該金融商品の残存契約期間を用いなければならない（IFRS 第9号付録Aの信用損失の定義）。

(2) 予想存続期間が1年未満の場合の取扱い

金融商品の予想存続期間が12か月未満である場合には、予想存続期間は当該短い期間となる（IFRS 第9号B5.5.43項）。

(3) 予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間

予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間は、企業が信用リスクに晒される最長の契約期間（延長オプションを含む）であり、たとえそれより長い期間を考慮することが事業慣行と整合する場合でも、当該長い期間を考慮しない。

なお、ステップ3で取り扱う一定の信用枠（ローン・コミットメント）を除くローン・コミットメント及び金融保証契約については、考慮する期間は、企業が信用を供与する現在の契約上の義務を有している最長の契約期間である（IFRS 第9号5.5.19項、B5.5.38項）。

日本基準における定め

（金融商品会計基準等）

4. 金融商品会計基準等²は、債務者の財政状態及び経営成績に応じて、債権を一般債権、貸倒懸念債権又は破産更生債権等のいずれかに区分したうえで、それぞれの区分に

² 本資料では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関するQ&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

応じた債権の貸倒見積高の算定方法を定めている³。

5. 一般債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。ここで、債権の貸倒損失は、債権を計上した後その平均回収期間にわたり発生するものであるため、一般には債権の平均回収期間が妥当であるが、当該期間が1年を下回る場合には1年とされる⁴。
6. 貸倒懸念債権については、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる場合、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用することができるが、その際には合理的なキャッシュ・フローが見積られる期間となる。なお、貸倒懸念債権は、債務の返済に大きな問題が発生している、又は発生する可能性が高い債務者に対する債権であるため、ここでの合理的なキャッシュ・フロー見積期間は、経営改善計画等に基づく条件変更後の契約で定めたキャッシュ・フローの回収スケジュールを基礎とするものであり、延長オプションや期限前返済オプションは通常は関係しない（本資料第11項）。

（銀行等に関する定め）

7. 銀行等金融機関における貸倒見積高の算定実務については、日本公認会計士協会より、銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」⁵（以下「銀行等監査特別委員会報告第4号」という。）が公表されており、債務者区分に応じた償却及び引当に関する監査上の取扱いが定められている。
8. 銀行等監査特別委員会報告第4号では、正常先債権及び要注意先債権については、貸倒実績率又は倒産確率に基づき損失率を見込み、これに将来見込み等の必要な修正を加えて一般貸倒引当金を計上するが、これは各金融機関の貸付金等のポートフォリオを勘案した上で今後発生する損失を見込んで計上するものであることから、予想損失額を見込む今後の一定期間は、貸付金等の平均残存期間⁶とするのが原則とされている。なお、この平均残存期間が、延長オプションや期限前返済の予想を考慮した金融資産の予想存続期間であるか、又は残存契約期間であるかは具体的に

³ 金融商品会計基準第27項及び第28項

⁴ 金融商品実務指針第110項及び第297項

⁵ 同報告は、金融検査マニュアル「資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト」の「自己査定（別表1）」及び「償却・引当（別表2）」（2019年12月廃止）（以下「金融検査マニュアルという。」）への準拠性を確かめるための実務指針と位置付けられている。

⁶ 金融商品実務指針における平均回収期間と概念は同じと考えられるため、本資料では平均残存期間と記載する。

は明示されていない。

9. 前項における平均残存期間の概念は、日本公認会計士協会「銀行等金融機関の正常先債権及び要注意先債権の貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討」文書（以下「一定期間に関する検討文書」という。）において、日本における融資慣行上、元利金返済猶予債権等により融資の回収状況が必ずしも約定どおりでなく、契約上の返済期限を基礎として算出された平均残存期間が必ずしも当該債権に係る平均的な回収見込期間の実態を示していないことが各方面から指摘されていることを理由として、貸付金の損失を見込む実態の貸付期間であると整理されている。

しかし、一定期間に関する検討文書は、平均残存期間を実態の貸付期間と整理しつつも、その見積手法には確立した考え方がなく、膨大な数の貸付金の実態の貸付期間を識別する作業は実行可能性に難点があること、また、恣意性が介入する余地も多いと考えられることから、実態の貸付期間を正確に反映した平均残存期間を算定し、これに基づく予想損失を見込むことにはかなりの困難が伴うと考えられるとしている。

そのため、契約上の貸付期間から実態の貸付期間の調整に当たっては、貸付金の実情を踏まえた一定の前提条件を最善の見積りにより調整を行い、事後的に当該調整の妥当性を検証している場合には妥当と考えられるとしている。

10. 第8項及び第9項の取扱いにかかわらず、銀行等監査特別委員会報告第4号では、一般貸倒引当金の見積期間に関し、当面の取扱いとして、以下の場合には監査上妥当なもの取り扱おうとされており、我が国の銀行等金融機関においては、当該取扱いが主要な実務として長年定着している（以下「1-3年基準」という。）。

- 正常先債権については今後1年間の予想損失額を見込んでいる。
- 要注意先債権のうち要管理先債権については今後3年間、その他の要注意先債権については今後1年間の予想損失額を見込んでいる⁷。

11. なお、破綻懸念先債権について、金融検査マニュアルでは、原則として個別債務者毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積るが、通常、今後3年間の予想損失額を見積っていれば妥当なものとして認められるとしている。

また、破綻懸念先債権にDCF法を適用する場合の合理的なキャッシュ・フローの見積期間について銀行等監査特別委員会報告第4号では、経営改善計画に基づきキ

⁷ なお、銀行等監査特別委員会報告第4号では、要注意先債権のうち、キャッシュ・フローを合理的に見積ることができ、重要なものについては、DCF法により貸倒引当金を計上するとされている。

キャッシュ・フローを合理的に見積ることが可能な場合には5年程度、それ以外の場合には3年程度が目安となるとされている⁸。

12. 前項までの日本基準における主な定めは別紙にて纏めている。

IV. ASBJ 事務局の分析

実務上の困難さに関する検討

13. 見積期間に関連する IFRS 第9号の定めをそのまま取り入れた場合、従来、日本基準において採用されていた、債務者区分に応じてあらかじめ定められた一定の年数ではなく、債権（又は債権グループ）ごとに予想存続期間を見積るために以下のデータが必要となり得る。なお、見積期間に対応する予想信用損失のパラメータも必要となるが、これらについては本資料では取り扱っていない。

(1) 債権ごとの残存契約期間

(2) 期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプションの影響の考慮

14. 前項(1)については、企業は債権ごとの契約期日データを有しており、これに基づき算出可能と考えられる。

15. そのため、実務上は第13項(2)への対応が問題となり得るが、貸付金に限定した場合⁹、融資契約に借手の延長オプションが付されるのは実務では一般的でなく、また、融資慣行に基づく短期貸付金の更新は IFRS 第9号の契約ベースの予想存続期間の見積上は考慮されないため、実務負担は主に期限前返済の見積りに必要なデータやモデルの整備から生じると考えられる。

具体的には、期限前返済率に関する過去の実績データは約定支払データ及び所定の期間内の残高データに基づき保持しているか、あるいは、大きな負担を伴わず入手可能であると考えられるが、期限前返済率は金利動向や経年要因等の要素の影響を受けるため、詳細な将来予想を行う上で計量的なモデル及び関連するデータが必要となることが考えられる。

⁸ 債権額から担保及び保証による回収可能額を減算し、残額のうち必要額を貸倒引当金として計上する方法も認められている。

⁹ なお、一定のローン・コミットメント等の信用枠はステップ3で取り扱う。

16. 前項による実務負担の程度について、ASBJ 事務局では以下により、ステップ 2 を適用する銀行等金融機関において、必ずしも実務上困難と言える程の負担が生じるとは限らないと考えるがどうか。

- (1) 個々の貸付金の契約内容によっても異なり得るが、期限前返済率による金融資産の存続期間への影響は、実務上、リテール向け貸付金（特に住宅ローン）で影響が大きい一方、ホールセール向け貸付金では、契約上の返済スケジュールに従った支払いが行われ予想存続期間と残存契約期間が近似するケースが多いことが考えられる。そのため、銀行等金融機関の業種・業態及び保有する融資ポートフォリオの構成によっては、予想存続期間の見積りに関する負担がそれ程生じない可能性がある。
- (2) また、満期が長期であり、かつ、契約残存期間と期限前返済を考慮した予想存続期間との乖離が大きくなり得る住宅ローン等においても、12 か月 ECL と全期間 ECL を使い分ける IFRS 第 9 号の 2 区分モデルの次の特徴により、引当においては、期限前返済による影響が限定されることも考えられる。
 - ECL モデルでは、ステージ 1 の債権については予想存続期間にかかわらず 12 か月の ECL が計上されるため、これを超える長期の期限前返済は引当金の測定に考慮されない。
 - ステージ 2 又は 3 に分類される債権については全期間 ECL を計上する必要があるが、これらの債権は、通常、延滞債権¹⁰であるため、期限前返済による影響が重要でない可能性がある。
- (3) 状況により期限前返済率の見積りが必要となる場合であっても、以下により、関連するモデルやデータが過大なコストや労力を掛けずに利用可能なケースもあると考えられる。
 - 自己資本比率規制上の先進的内部格付手法採用行においては、リテール向けエクスポージャーの住宅ローン等の期限前返済率を考慮した EAD を推計するモデル及びデータを整備しており、これを基礎に見積りを行い得る可能性がある。
 - バーゼル規制の第 2 の柱「金融機関の自己管理と監督上の検証」における銀行勘定の金利リスク (IRRBB) 規制並びに対応する金融庁の監督指針及び告示では、複数の金利シナリオ下における、資産・負債の年限ごとのポジ

¹⁰ 住宅ローンは、融資実行後に債務者の信用状況を再評価することが難しいことから延滞日数に基づく与信管理が一般的に行われていると考えられる。

ションを推計し、銀行勘定の経済価値や純金利収益に対する金利リスクを計算することが求められているが、その際、固定金利貸付金における期限前返済等の行動オプション性を反映する必要があるため、その対応上、内部モデルやデータを整備している銀行もあると考えられる。

- 日本証券業協会は、住宅ローン債権の期限前返済率を簡便に算定するための標準モデルである PSJ モデル (Prepayment Standard Japan) と、一定の要件を満たす証券会社が PSJ モデルに基づき算出した貸付債権担保住宅金融公庫債券(公庫 MBS) 及び貸付債権担保住宅金融支援機構債券(機構 MBS) の期限前返済率の予測値を集計及び統計処理した上で公表しており、当該モデルとデータを利用できる可能性がある。なお、米国では、米国債券市場協会 (TBMA、旧・全米公社債協会 (PSA)) によりスタンダードな期限前返済モデルとして PSA モデルが公表されている。

- (4) さらに、(3)によっても期限前返済率が入手できない場合、予想存続期間が信頼性をもって見積れない場合には残存契約期間を用いるとの例外が適用される可能性がある (本資料第 3 項(1))。

国際的な比較可能性の観点からの検討

17. 信用リスクの著しい増大が生じた金融資産については全期間 ECL を計上することは ECL モデルの根幹をなすため、これに関して異なる取扱いを設けた場合、ステップ 2 で開発する会計基準は、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果をもたらすとはいえず、したがって、国際的に遜色がないとはいえなくなる可能性があると考えられる。

ASBJ 事務局の提案

18. 第 13 項から第 17 項までの分析を踏まえると、ステップ 3 で検討する一定の信用枠 (ローン・コミットメント) を除く貸付金について、ステップ 2 では、契約上の期限前返済や延長を考慮した予想存続期間を見積期間とする IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れることが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第 18 項の事務局提案についてご意見を伺いたい。

以 上

別紙

日本基準における主な定め

日本基準 (注1)				引当期間
(一般事業法人) 内部格付例 (銀行等金融機関)				
一般債権	1	正常先	業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債権者。	平均回収期間 (1年許容)
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
貸倒懸念債権	7-1	その他 要注意先	金利豁免、元本返済等しくは利息支払いが事実上延滞している、業況が低調又は財務内容に問題がある等の債権者で今後の管理に注意を要する債権者。 (要管理先は、要注意先のうち、全部又は一部が要管理債権(3か月延滞・貸出条件緩和債権)である債権者。)	平均回収期間 (3年許容)
	7-2			
	7-3			
破産更生債権先等	8	破綻懸念先	経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大まいと認められる債権者(金融機関等の支援継続中の債権者を含む。)	合理的と認められる今後の一定期間 (通常、今後3年間)(注2)(注3)
	9	実質破綻先	法的・形式的な経営破綻は発生していないが、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にある債権者。	
	10	破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債権者。	債権額から回収見込額を控除した残額 (引当又は償却)

注1. 企業会計基準第10号「金融商品会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関するQ&A」並びに我が国の金融機関における引当実務を含む。

注2. 大口かつ、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローが合理的に見積ることができる場合は、DCF法により全期間の予想信用損失を見積ることが望ましいとされる(金融商品会計に関する実務指針第113項(2))。

注3. III分類とされた債権額に予想損失率を乗じた額を予想損失額とする方法の場合、通常、今後3年間の予想損失額を見積っていれば妥当なものと認められる(金融検査マニュアル「償却引当(別表2)」)。

以上